

埼玉県川口市の地籍調査

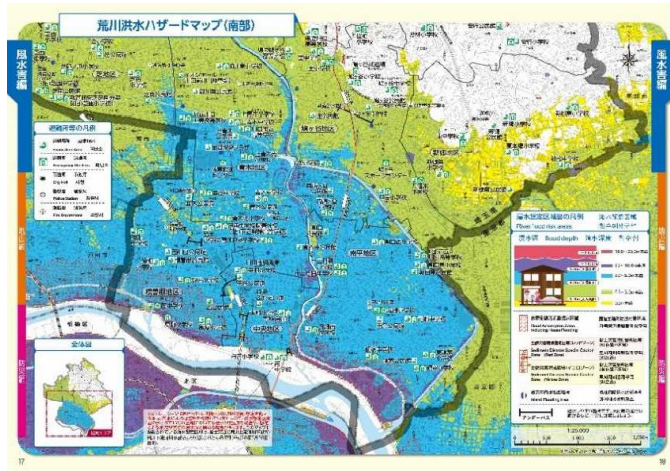


令和5年12月18日

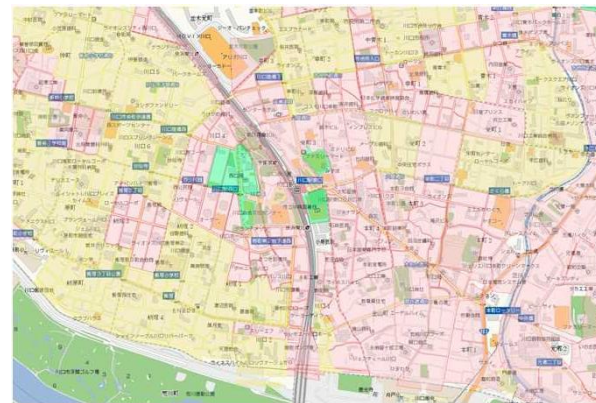
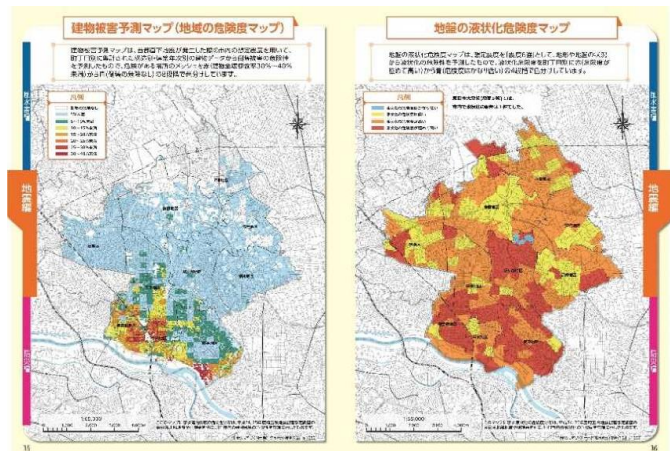
川口市役所 建設部 道路維持課 管理系の体制

- ・ 道路の認定、変更及び廃止、道路台帳補正 } 2名
- ・ 道路敷の寄附、不用道路敷の売払い }
- ・ 道路の境界確認、境界証明 3名
- ・ 道路の工事施行承認、開発行為、中高層建築、位置指定道路の事前協議 3名
- ・ 上記の業務を兼務しながら、地籍調査（街区境界調査）担当 2名
- ・ 課の庶務 1名

作業地区の選定



区画整理施行中・19条5項地区は除外
公図のずれが大きい箇所、災害発生時危険
区域、土地取引の多い駅前、境界確認申請
が多い箇所等の指定等を考慮して優先順位
を設け実施



地籍調査事業の実施

～川口市からのお知らせ～
配布日 令和5年6月1日

地籍調査事業（街区境界調査）実施について

日頃より、市の道路行政に対してご理解とご協力を頂きありがとうございます。
さて、本市では、災害時の迅速な復旧、まちづくりの基礎的資料としての活用、道路等の境界に関するトラブル防止などの観点から、国土調査法に基づく地籍調査を実施します。

調査内容は、道路・水路等に接する土地の所有者および地番を調べ、「登記簿・地積測量図や境界確定図」などの資料を基に測量を行い、みなさまの土地（民有地）と道路・水路等の公有地との官民境界を確定するとともに、官民境界線上の民民境界についても確認いたします。

なお、境界を確認する際には、立会いが必要となります。そのため、道路・水路等に接する土地をお持ちの方（所有者）には、別途立会い依頼を発送し、日程等をお知らせいたします。

また、測量にあたり、敷地に立ち入らせていただく場合には、お声かけいたします。不在の際は、場合により立ち入らせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。なお、作業員は地籍調査胸章を身につけ、市が発行する身分証明書を携帯しています。ご不明な点がございましたら、下記連絡先へお問い合わせください。 **※地籍調査の成れについては裏面をご覧ください。**

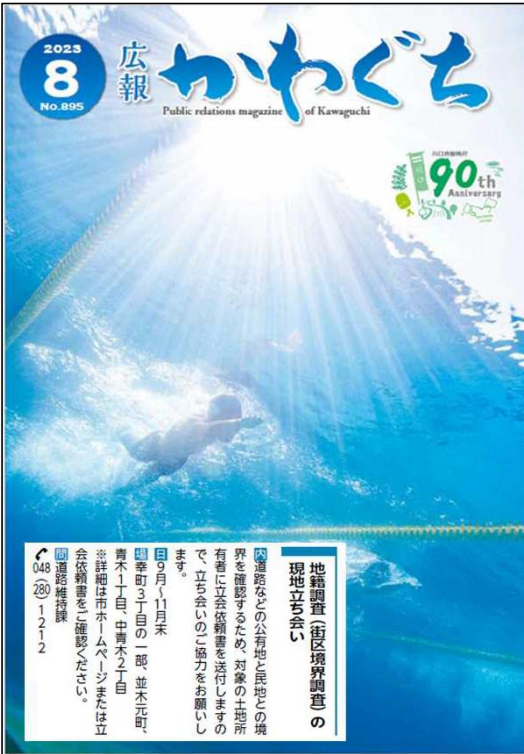
令和5年度 調査区域（中青木二丁目）



作業期間 令和5年6月5日～令和6年2月9日

***立会いは、令和5年9月～11月頃を予定しております。**

| | |
|---|---|
| 委託者 川口市建設部道路維持課 直通電話 048-280-1212 担当者 ○○・□□ | 受託者 株式会社○○○ 電話 048-000-0000 担当者 ○○・△△ |
|---|---|



2023 8 広報 わやぐち
No.895 Public relations magazine of Kawaguchi

90th Anniversary

地籍調査（街区境界調査）の現地立ち会い

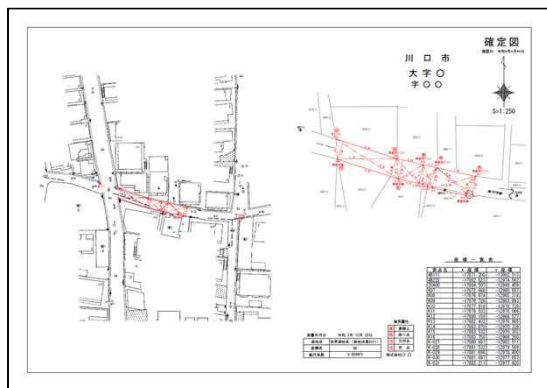
道路などの公有地と民地との境界を確認するため、対象の土地所有者に立会い依頼書を送付します。立会いのご協力をお願いします。

9月～11月末
幸町3丁目の一部、並木元町、青木1丁目、中青木2丁目
※詳細は市ホームページまたは立会い依頼書をご確認ください。

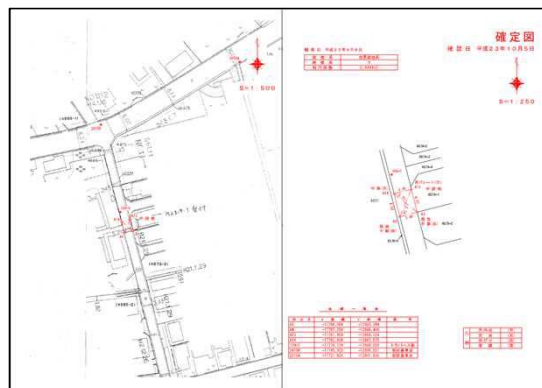
道路維持課
048-280-1212

説明会を行わず、広報への掲載及び実施の通知文を郵送にて配布

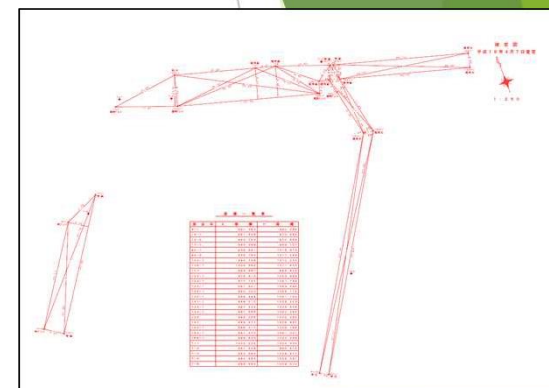
市資料の座標統一化



世界測地系 (測地成果2011)



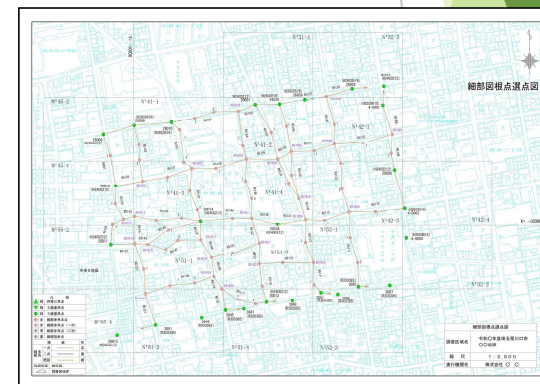
世界測地系



日本測地や任意座標

- 従来の境界確認、所有者からの申請により1筆毎に実施
- 地籍調査は面的に測量するため、各資料の統一化
- 街区境界調査の成果はHPにて公開し、窓口業務の負担軽減を期待 (窓口で紙資料、電子データをコピーして交付している)

細部図根点



道路構造物に設置することで、工事等の亡失をふせぐ

立会依頼文

令和 〇年 月 日

〇〇 〇〇様

川口市長 眞ノ木 信夫
(公印有難)

地籍調査の現地立会い(依頼)

日頃より、本市の道路行状に対してご理解とご協力を頂きありがとうございます。
本年6月頃に「川口市からのお知らせ 地籍調査事業(街区境界調査)実施について」でご通知させていただきました。立会いの準備が整いましたのでお知らせいたします。
現在の状況は、市で想定した官民の境界線を現地に表示しているところです。今後、現地における立会いで、ご確認いただけましたら、川口市と土地所有者様の境界が定まることとなります。
また、街区境界調査等の実施にあたって、国土調査法及び関係法令で定められているため、街区境界上の街区境界表示(境界線)についても調査(測定)する必要があります。
つきましては、ご多忙のところ誠に勝手ではございますが、下記の日程により立会いのうえ、官民境界等を現地にて確認いただけますよう、ご協力をお願いいたします。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、誠にならないよう、日時が促っての立会いとなりますことをご了承下さい。

記

1 希望する立会い日時： 令和 年 月 日()
午前 時 分から 午前 時 分までお願い致します。

2 持ち合わせ場所： 川口市〇〇一丁目〇〇番〇号 付近
(住所表示)

3 立会い場所： ①川口市〇〇一丁目〇〇番〇号
(地番) ②川口市〇〇一丁目〇〇番〇号

(登記簿上所有者)： ①川口市〇〇一丁目〇〇番〇号 山田 太郎
②川口市〇〇一丁目〇〇番〇号 山田 太郎
登記簿上所有者を全てご確認ください。

※現住所、現所有者と希望する場合は(建物・土地)を全てご参加ください。
(「裏書き」もお願いいたします)

街区境界調査(測量)は重要でした。
土地所有者による測量のうえ、お持ちの測量機をご持参下さい。
測量機をお持ちでない場合は、ご自身の測量機をお持ち下さい。
測量機をお持ちでない場合は、測量機を貸し出す場合があります。
測量機を貸し出す場合は、測量機を貸し出す旨の届出が必要です。
測量機を貸し出す場合は、測量機を貸し出す旨の届出が必要です。
測量機を貸し出す場合は、測量機を貸し出す旨の届出が必要です。

〇立会いに関する Q & A

Q1. 立会いの日、雨事があるため、行けません。他の日に変更できますか？
A1. お電話にてご連絡いただければ日程変更は可能です。
日時の変更は登記簿(測量記録)へご連絡ください。

Q2. 立会いは土地所有者本人でなくてもよいのか？
A2. 原則として、土地所有者本人の立会いを希望します。しかし、都合がつかない場合は、委任した代理人の立会いも問題ありません。その際は、委任状が必要となります。なお、委任状は自治体の窓口でもご利用いただけます。

Q3. 土地所有者は、親に代わっていてもよいのか？
A3. 原則として代理人の立会いになります。この場合は、委任状は必ず登記簿(測量記録)へご連絡ください。

Q4. 土地所有者が法人の場合は、立会いはどうしたらよいのか？
A4. 代表取締役の方による立会いをお願いします。しかし、都合がつかない場合は、会社から委任された役員でも構いません。その場合は、Q2と同様に委任状が必要となります。

Q5. 立会いの日、市街地の境界線と現地が食い違うのか？
A5. 街区境界は、市街地の境界線と現地が食い違う場合があります。立会い当日は、測量機を使用して街区境界線を確認し、測量機が正確に測定していることを確認してください。また、測量機は、測量機の使用法が正確であることを確認してください。

Q6. 測量機について、確認及び立会いの準備はいつまでですか？
A6. 立会い当日までにお持ちください。

Q7. 測量機を確認し、準備するとは？
A7. 「街区境界調査」に携わっていただきます。法人代表取締役・マンションの管理員様が出席の場合は、印鑑(代表印又は理事長印)が必要となります。個人の場合は印鑑は不要です。
委任状を作成する場合は、法人代表取締役・マンションの管理員様が印鑑(代表印又は理事長印)の押印をお願いします。個人の場合は印鑑は不要です。

Q8. 法人の場合は立会いの日、印鑑は持って行く必要はありますか？
A8. どちらでも構いません。ただし、当日、現地は待たずに帰ることができない場合は、押印した測量機を返すことにより、後でご確認ください。

測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？
測量機を確認し、準備するとは？

委任状

記入例

委任された人
(代理人)

・住所 埼玉県川口市〇〇〇1-2-3

・氏名 川口 太郎

・電話番号 〇〇-〇〇-〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、国土調査法にもとづき、川口市が行う地籍調査事業に伴う街区境界調査の境界線に関する一切の権限を委任します。

令和 〇〇年 〇月 〇日

川口市〇〇〇1番 〇〇番 〇

委任する土地の所在地及び番地

川口市〇〇〇1番 〇〇番 〇

委任する人
(土地所有者)

・住所 埼玉県川口市〇〇〇2-2-2

・氏名 川口 太郎

・電話番号 〇〇-〇〇-〇〇

※ この委任状は、原則として委任を行う方がすべてで裏面で記入してください。
※ 立会いの日には、本人確認のため、代理人の身分証(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)をご持参ください。

依頼文

Q&A

委任状 記入例

こんな不安ありませんか？

「国調が見つからない」
「土地の境界がはっきりしない」
「土地の名義がわからない」

地籍調査をすると

- 境界を正確に復元することができるので、災害の復旧に役立ちます。
- 土地の境界・面積などが明確になるので、売買・相続の手続きを円滑に行えるようになります。
- 隣地や道路との境界がわからないなどといった、長所・官民のトラブルを未然に防ぐことができます。
- よりよいまちづくりを行うための基礎資料にもなります。
- 登記簿の住所等が現在事項に変更されるため、所有者不明土地の防止につながります。

最新の測量技術
測量機を使った調査

地籍調査
～土地の適切な管理のために～

お問い合わせ先
川口市役所 建設部 測量維持課 管理係
TEL: 048-280-1212 (直通)
FAX: 048-285-2001

Q & A

Q1. 調査するにあたっての準備はありますか？
A1. 調査当日は、調査費用は、計測機であるGPS機器、図の印刷品です。ただし、交通費については、ご自身の負担となります。

Q2. 個人に測量機を貸すのはありますか？
A2. 測量機を貸すことができます。その際、測量機の使用を承認する旨の届出が必要です。

Q3. 測量機に立会いの日はどうなりますか？
A3. 測量機を貸す場合は、測量機を貸す旨の届出が必要です。

Q4. 立会いは参加しないとは何ですか？
A4. 国土調査法第25条の規定により立会いが義務です。ご都合がよければご参加いただけます。

測量機を貸す場合は、測量機を貸す旨の届出が必要です。
測量機を貸す場合は、測量機を貸す旨の届出が必要です。
測量機を貸す場合は、測量機を貸す旨の届出が必要です。

- 立会依頼文は普通郵便で送付
- 二回目以降の通知は簡易書留で送付

パンフレットを同封

立会い時

(様式第1号)

| 調査票番号 No.1 | | 所有権等の住所及び名称 | |
|---|---------------------------|-------------------|----|
| 調査票番号 | | 住所 | 名称 |
| 所有者等確認 | 令和 年 月 日 | | |
| 街区境界調査前の土地の表示 | | 街区境界調査後の土地の所有者の表示 | |
| 所在・地番 | 川口市〇〇一丁目1番1号 | 所在 | 名称 |
| 地目・地積 | 地目 宅地 地積 200.00㎡ | | |
| 住所 | 川口市〇〇一丁目1番1号 | | |
| 高木文 法士印 | 〇〇 〇〇 | | |
| 登記簿 表示事項 | その 他 の 記 載 | | |
| | 異動事項(氏名若しくは名称又は住所)の変更又は訂正 | | |
| <input type="checkbox"/> 年 月 日 | 住所変更 (訂正) | | |
| <input type="checkbox"/> 年 月 日 | 名称変更 (訂正) | | |
| (備考) | | | |
| 街区境界線(登記簿記載又は住民票上の住所)に異動できない場合は、下記チェックを記入して下さい。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 街区境界線に異動できません。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 街区境界上の住民票上の住所に異動できません。 | | | |
| 代理人印等の場合、下記チェックと署名欄に〇で記入して下さい。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 本人確認 | | | |
| (運転免許証 ・ 健康保険証 ・ マイナンバーカード ・ その他) | | | |

調査票

委 任 状

委任された人
(代理人)

・住 所 _____

・氏 名 _____

・電話番号 _____

私は、上記の者を代理人と定め、国土調査員にもとづき、川口市が行う地籍調査事業に伴う街区境界調査の境界確認に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任する土地の所在及び地番

川口市 丁目 番

委任する人
(土地所有者)

・住 所 _____

・氏 名 _____

・電話番号 _____

※ この委任状は、原則として委任を行う方がすべて直筆で記入して下さい。
※ 立会い当日は、本人確認のため、代理人の身分証(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)をご持参ください。

委任状

確 認 書

川口市 町

私は、下記の土地について、地籍調査作業実施確認(昭和32年総務省令第7号)第3の各第1項から3項までの規定に基づき街区境界の確認を行いました。

契

・ 土地の所在・地番

川口市〇〇一丁目1番1
川口市〇〇一丁目2番2
川口市〇〇一丁目3番3
川口市〇〇一丁目4番4
川口市〇〇一丁目5番5

・ 上記土地に係る所有権等の住所氏名又は名称

地目 年 月 日
(確認書)
所有者の住所
所有者等の氏名

確認書

- ・ 2班体制で行い、約15分で2名の地権者と立会い
- ・ 登記簿住所、氏名が相違している場合は、変更できることを伝える
- ・ マンションの場所は理事長印、法人の場合は社判・代表者印を捺印
- ・ 地権者が複数の土地を持っている場合は、確認書に署名一筆につき調査票一枚のため、複数筆所有地権者の負担を軽減

遠方所有者等の図面立会い

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

川口市長 橋本 信夫
(公印省略)

地籍調査（街区境界調査）における図面等調査の実施について（依頼）

平素より市街にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
先日は、ご参加いただきましてありがとうございます。
現地での立会いが難しいことですので、図面等調査（郵送調査）という形で下記のとおり資料を送らせていただきます。
つきましては、街区境界筆界案写真裏面にご確認いただき、みなさまの土地と川口市の道路等との境界（官民境界）及び道路境界上のお隣との境界（官民境界上の住民境界）について回答いただけます。同封した「街区境界調査票」に署名又は捺印のうえ返送して下さいますようお願い申し上げます。
なお、署名又は捺印いただいた街区境界調査票は、川口市にて保管します。
不明な点がございましたら、お手数ではございますが、担当者までお問い合わせ下さい。

記

1 土地所有者様 川口市〇〇一丁目目1

2 同封資料

| | |
|---------------------|----|
| 街区境界調査票（返送お願いいたします） | 1枚 |
| 同上記入例 | 2枚 |
| 街区境界筆界案写真裏 | 1枚 |
| 返信用封筒 | 2枚 |

3 連絡先

| | |
|------|--------------|
| 委託業者 | 株式会社 〇〇 |
| 連絡先 | 048-000-0000 |
| 担当者 | 〇〇 〇〇 |

担当部署 川口市夜間 建設部 道路維持課

尚、同封資料に関するお問い合わせにつきましては、委託業者までご連絡をお願いいたします。

「速くにお住まいなどの理由で、
現地立会いが困難な土地所有者の方へ」

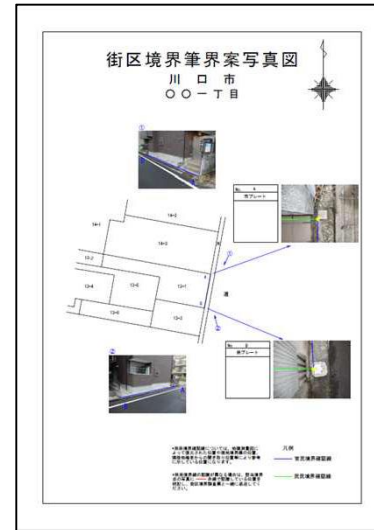
○現地立会いが困難な場合
速くにお住まいになっているなどの理由で、現地立会いが困難な場合には

A: 「代理人への委任」 (立会い当日に代わりの代理人に確認していただく方法)
B: 「郵送確認（図面等調査）」 (川口市から郵送された、図面に際する資料を確認する方法)

の二つの方法があります。どちらかを**選択して確認を行う**ことができます。

A: 「代理人への委任」の場合
同封の「委任状」に必要事項を自署で記入（法人・マンションは捺印必須）の上、代理人の方に立会い日に持参していただきます。（土地等の管理を第三者に任せている方は、管理している会社に委任することも可能です。）

B: 「郵送確認（図面等調査）」の場合
官民境界の境界予定線の資料を土地所有者へ郵送します。郵送された図面を基に確認していただき、承諾していただける場合は、同封の「街区境界調査票」に署名の上、（土地所有者の）身分証明書のコピー又は住民票（コピー）を添えて、返送していただくものです。
郵送確認（図面等調査）を依頼される場合は、立会い前書に記載の問い合わせ先へ立会い前までにご連絡ください。
郵送確認（図面等調査）の場合、現地の状況把握及び境界線の詳細な説明ができません。可能な限り、代理人への現地立会い委託をお願いいたします。



街区境界調査票（返送請求書）

街区境界調査票の非封筒内を記入後、封筒内を記入し、返信用封筒にて、街区境界調査票を送付して下さい。

1: 同封の現地状況写真・街区境界筆界案図面を確認して下さい。

2: (ア) 返書に承諾の場合
街区境界調査票の非封筒内を記入し、返信用封筒にて、街区境界調査票を送付して下さい。
※街区境界筆界案図面を添付して下さい。

(イ) 境界未承諾の場合
街区境界調査票の非封筒内を記入後、封筒内を記入し、返信用封筒にて、街区境界筆界案図面を送付して下さい。

(ウ) 隣接する土地との境界の認識が異なる場合
別紙を参照して下さい。

なお、回答がない場合については、「街区境界未定」として、境界未確定となります。
合同、境界確定しない場合、土地の売却や相続などに伴う、道路等との境界線については、土地所有者の責任で測量等をしていただくことになることを、ご了解下さい。
また、特段の事情により、承諾できない等ありましたら、ご連絡下さい。

境界線について、承諾できない場合は、チェックを入れて下さい。
※部分的な承諾の場合は、上記にチェックを入れていただくが承諾が記入して下さい。

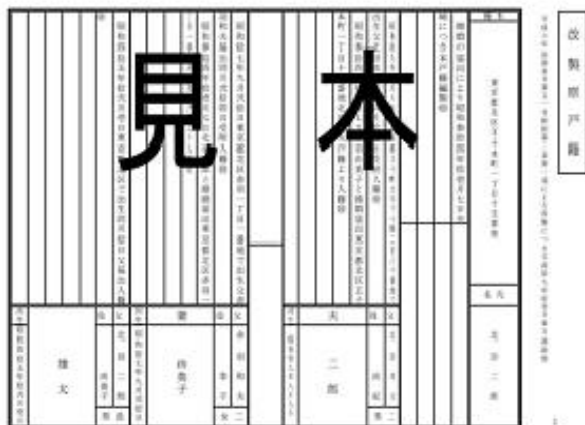
依頼文

写真・図面

土地所有者等に筆界案写真と調査票を郵送

記入例

相続について

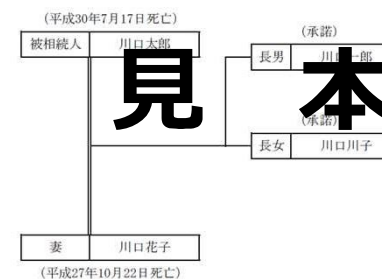


改製原戸籍



戸籍謄本

被相続人 川口太郎 相続関係説明図



相続関係説明図

- 相続人との繋がりがわかる資料として、原戸籍・戸籍謄本・除籍謄本を取得（コピーも可）
- 法定相続一覧図または法定相続情報がある場合はコピー（写真も可）
- 遺産分割協議書がある場合で、登記が変更されていないときは、相続人全員の承諾が必要

住所変更・氏名変更

| 住 民 票 | | | |
|-------------------------------|----------------|-----|-------|
| 住所 | 埼玉県川口市深町2丁目1番 | 住者名 | 川口 太郎 |
| 氏名 | 川口 太郎 | 性別 | 男 |
| 本籍 | 埼玉県川口市深町2丁目1番地 | 筆頭者 | 川口 太郎 |
| 埼玉県川口市深町2丁目1番地 から転入 | | | |
| 見 本 | | | |
| 住所 | | 住者名 | |
| 氏名 | | 性別 | |
| 本籍 | | 筆頭者 | |
| この写しは、世帯全員の住民票の原本と異なることを証明する。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | 印 |
| 川口市長 | | | 〇〇〇〇 |

住民票

住所変更

- ・1つ前の住所であれば住民票を持参
 - ・2つ前の住所であれば戸籍の附票と住民票を持参
- 生年月日と筆頭者を確認

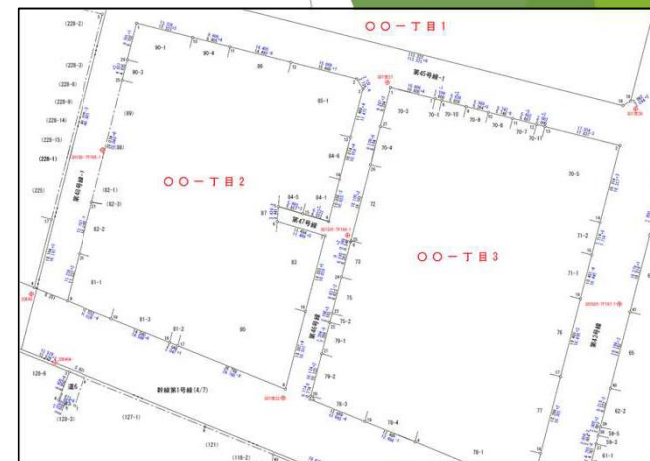
氏名変更

- ・現在の氏名に変更した経緯の分かる資料
 - ・戸籍の全部事項証明書、原戸籍
- 生年月日と筆頭者を確認
- 氏名の旧字・新字を確認

※法人の場合

- ・商号変更、住所変更可能

境界杭の設置



- 既設の境界杭がある場合は設置不要
- 亡失している箇所は、川口市地籍プレートを設置
（後日、境界杭を設置することを立会い時に説明）
- 検測図を作成し、現場検査時に使用

閲覧

令和 年 月 日
 関係者各位
 川口市役 東 区 長
 (公開範囲)

地籍調査(街区境界調査)の進捗及び調査の概要について(通知)

日頃より、市の道路行政に對してご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。
 先般、ご案内いたしました立会い等の結果に基づき、地図及び簿籍を作成いたしました。
 今更にお知らせ、調査票表第2巻の立会い事項に、閲覧期間を設けます。閲覧を希望される方は、下記の内容を確認の上お越しください。

記

- 1 閲覧期間、場所、時間 別紙1の上より
- 2 持ち物
 - 1) 本通知文書
 - 2) 身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
 - 3) 委任状(代理人が閲覧を行う場合) 任意様式
 立会い時に委任状をご提出された方に限っては、委任状の再提出は、不要です。立会い時に提出いたしました。委任状の様式ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただけます。
- 3 注意事項
 - 1) 新型コロナウイルス感染症予防のため、会場へ入場の際はマスクの着用、手の消毒が必須となります。また、発熱や体調不良の方は来庁をお控えいただきますようお願いいたします。
 - 2) 閲覧資料の写し等撮影等は禁止させていただきます。
 - 3) 閲覧資料の写しの交付は行いません。
 - 4) 川口総合文化センター3F及び旧川口市立中央公民館(旧公民館)については、施設使用及び設備使用料を別途ご負担ください。
 - 5) 新型コロナウイルス感染症に付き緊急事態宣言等の状況により閲覧期間の変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は、ホームページにてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

通知文

閲覧していただく地図(参考) (裏面もご確認ください)

※こちらの図面は、立会を行った箇所を示した図面ではありません。
 閲覧会場にて、各立会箇所の図面を確認していただけます。

※閲覧していただく調査図は、図案です。本市では、調査図の閲覧期間満了後に
 座標付きの図面を作成、条件を付して川口市HPにて公開いたします。

参考図

閲覧していただく簿籍(参考) (裏面もご確認ください)

(街区境界調査簿様式)

| 街区番号 | 〇〇 | 街区境界調査票番号 | 川口〇〇 | 街区面積 | 〇〇〇〇㎡ | | |
|---------------|----|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------------|-----------|
| 街区境界調査票の土地の表示 | | | 街区境界調査の結果 | | | | |
| 字名 | 地番 | 地目 | 種別 | 所有者の住所及び氏名又は名称 | 所有者の住所及び氏名又は名称 | 原因及びその日付 | 街区境界調査票番号 |
| 青木〇丁目 | 1 | 宅地 | 〇〇〇 | 川口市青木〇〇〇〇 川口 一郎 | 川口市青木〇〇〇〇 川口 一郎 | 高齢なし | 川〇〇〇 |
| 川口〇丁目 | 2 | 雑種地 | 〇〇〇 | 川口市川口〇〇〇〇 川口 次郎 | 川口市川口〇〇〇〇 川口 次郎 | 令和〇年〇月〇日 住所変更 | 川〇〇〇 |
| 本町〇丁目 | 3 | 宅地 | 〇〇〇 | 川口市本町〇〇〇〇 川口 花子 | 川口市本町〇〇〇〇 西川口 花子 | 令和〇年〇月〇日 氏名変更 | 川〇〇〇 |

登記簿原本記載内容
 地籍調査簿または委任状記入の内容

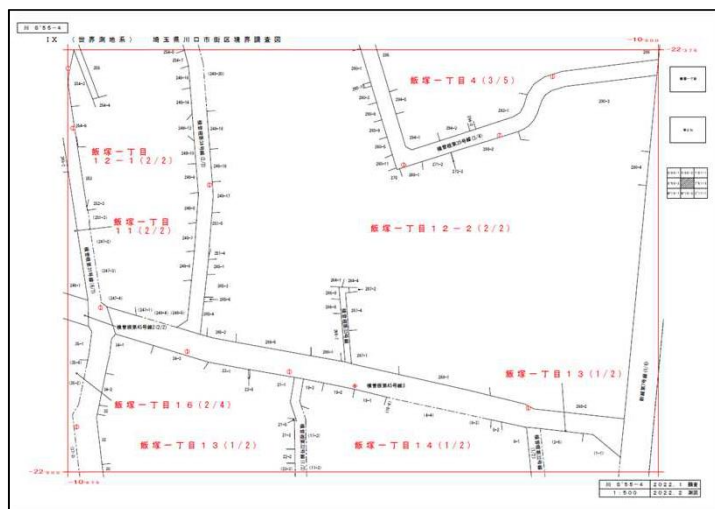
※個人情報が含まれるため、閲覧可能な方は、本人または委任を受けた方のみとなります

参考



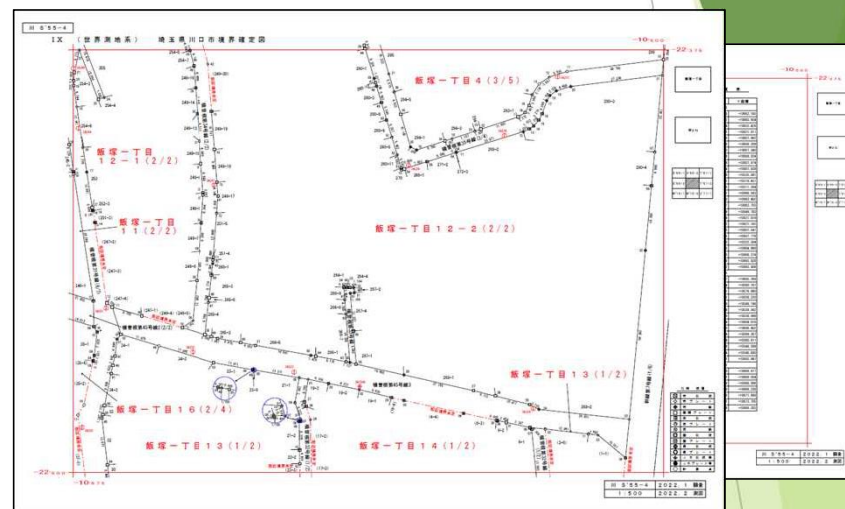
- 作業地区付近の公民館等の市の施設を利用し、20日間の閲覧を実施
- 街区境界調査図と街区境界調査簿を、登記簿及び街区境界調査票と照合

ホームページに境界確定図を掲載



街区境界調査図

杭種
➔
座標



境界確定図

- 街区境界調査図及び筆界点番号図をもとに、境界確定図（各境界点の杭種が分かる凡例付き）を作成
- 現在、川口市HPにおいて令和3年度、令和4年度の地籍成果公開中

市制施行90周年



川口市

ご清聴ありがとうございました。



¹⁶川口市マスコット「きゅぽらん」